

知財法務の勘所Q&A（第15回）



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 鷺見 彩奈

Q1 会社が他の会社に出資をするにあたり、その会社の保有する知的財産についてデュー・デリジェンスを行うことになりました。そもそも、デュー・デリジェンスとはなんでしょうか。知的財産のデュー・デリジェンスの手順について、何か参考になる資料はありますか。

A1 デュー・デリジェンス（以下、「DD」といいます。）とは、一般に、出資や事業提携、企業買収（以下、「出資等」といいます。）を検討している会社（以下、「買主等」といいます。）が、出資等の対象となる会社（以下、「対象会社」といいます。）について、問題を抱えていないか調査し、発見された問題点を分析し、出資等に与える影響や対応策等を検討する手続きをいいます。知的財産のDDの手順については、特許庁が、平成30年3月、「知財DDを通常行っていない方でも知財DDの手順を理解できること」を目的とした、「知的財産デュー・デリジェンス標準手順書及び解説」（以下、「標準手順書」といいます。）を公表しました^{1,2}。

標準手順書では、①対象会社が事業を継続していく上で大きなリスクを抱えていないか、②対象会社の技術力や将来性の価値は投資額に見合っているか、などの対象会社のリスク評価及び価値評価のための調査と検証を行うこと、と説明されています（標準手順書1頁。以下断りのない限り、頁数は、標準手順書の頁数を指します）。以下では、標準手順書を紹介しつつ、それに実際のDDの経験に基づく留意点を交えて、解説します。

Q2 DDの一般的なプロセスを教えてください。

A2 DDの進め方は、案件ごとに様々です。調査対象の分野を分けて実施することが一般的で、重要だと思われる分野に応じて、例えば、財務分野を公認会計士（財務DD）、税務分野を税理士（税務DD）、ビジネス分野をビジネス・コンサルタント（ビジネスDD）、法務分野を弁護士（法務DD）が担当して、分業体制を組む、といったケースがあります。また、例えば法務分野について、弁護士一人でDDを実施するケースもありますが、調査項目が多岐に渡ったり、開示資料が膨大な量となったりする場合には、いくつか担当パートを分けて、複数の弁

1 <https://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/chousa/zaisanken.htm>

2 特許庁の委託先である株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所（標準手順書112頁）のプレスリリース（<http://www.keieiken.co.jp/aboutus/newsrelease/171121/>）